武家名目抄稿

甲冑部七

十

和書門 類
二五二〇六 號
七七 函
九 架
四 冊

內閣文庫
和書 類
二五二〇六 號
四〇六 冊
一五三 函
一三 架

内閣文庫
番號 和 25206
冊數 457(318)
函號 153 275

国立公文書館
National Archives of Japan

圖書文庫

武家名目抄稿第十册

甲冑部七目録

草摺

草摺裾

下箒　又下散

弓手草摺

妻手草摺

太刀掛草摺

日本政府圖書

国立公文書館 National Archives of Japan

大學圖書

太刀掛
引敷草摺
引敷板
一草摺
一板
二板
三板
菱縫板

菱縫
横縫
草摺一間
裾金物
袖
大袖 今无
尾袖 今无
置袖 今无

国立公文書館
National Archives of Japan

廣袖
小袖
壺袖
射向袖
冠板
中板
袖緒

武家名目抄稿第十冊

甲冑部七

草摺

草摺裾

保元物語云白河殿を義朝夜うちによせらるゝ事白あや威なる
るに金物しけく打たるのくさすりをいしく京あまりたるこの
かけ出しちんせいの八郎是を見とかのり
たゝかふ所詮もとより引やうりけたる矢なれは

つるをと太く切てむかふ川流さうしろ弓手の
草ずりをぬいさまにそい切落し一の矢をいそん
して二乃矢を清のふ所を為鏑よ引てひや
うといふ山田乃小三郎か冑の前まよりまん
ひの草ずりを志つりまつの計く矢さ根三寸
あま里そいとをしたる
異本保元物語云　白河殿を義朝夜うちよ寄らるゝ条　これむき
引まふ本に清ましとあれハうちかふとを心さし

兵といふあや清さをつかんともちよろひの志や
りし乃いと絃ぬいさ海よ志つてうふそいとめ
多る　中略　兵附よ矢ともに清まとて弓やとるもの
うふこそある清布しあれ平氏か郎等いまさ
らこゝろふなりこそおもゆれよあともか矢ハ
於しあれともおのれか好る弄のやさし計れハ
一筋とらするそ命かあらは清しあれハ今生
の初もひてハ首海し後生の法とふ仕れとて

まこしきしあまくるのをひにたしあくてまな
うれまりなふり色くつまる飽きし鞍の前輪
たちとことい為ふつくぐさぎりのやしなほく
め仕うしろへはといぬきとりはまよりはなつ
へ矢さ切なりふそいずし常流

二ノ上五十八
杉原本保元物語云 白河殿攻落條 高間ハ三十餘
大ノ男シタヽカ者ナリ金子ハ十九也サ
レトモ暫ク組合ケルカ如何シタリケン

高間オメオメト下ニナル金子上ニ乗居
テ左右ノ袖ヲムスト踏ヘテ働カサス首
ヲ捕ントスル處ニ兄ノ高間三郎急キ馳
来リ馬ヨリ飛テ下リ後ヨリツト寄金子
カ兜ノテヘンニ手ヲ入引仰ケテ首ヲ捕
ントスル處ニ金子抜テ持タル刀ナレハ
下ナル四郎カトヽメヲ差カヘス刀ニテ
三郎カ具足ノ草摺ノハツレヨリ上サマ

三　三刀刺テヱイヤツトツキノケタリ

平家物語云（さいこの条）さいとうへ川さゝあゆむ
れをのれは日本一のかうのものにくんてうす
われとくはさ川さゝくるのまへわふを
しつ本てちともたてゝさすくひをゆき川て
すてたりてつゝみ太郎らうとうかうつころ
をえてゆんてにオいりあひよろひのくさすり
引あけて二かたなさゝよるところにくん

てかつ

又云一二巻条　西国ニ聞えたる強弓精兵
中國住人真名邊四郎真名邊五郎とて兄
弟有兄の四郎をハ一谷ニ置きたり弟五郎
ハ生田森ニありけるか是を見て熊谷
ひらとも白河原太郎か鎧の胸板を
後へつゝと射抜きて弓杖にすかりすくむ
處に弟次郎走寄兄を肩に引懸て生田

来の逆木を越んとしける處に吉名過ニ
乃矢は才次郎か鎧の草摺のきつ過を射
させて得し柄は卧より
又云 隆意ふ うしの条 さいうちに佃伯かいつやうまうの
物さりゆりけいとふあくそうわりに七尺
八りあるにくろかねをとし北よろひの大
あらめよこう團やせ多る紙くさまま黒ふりふき
あし

八 長門本平家物語云 高倉宮御事條 左兵衛尉長谷部信
の信連と云ものありけるあをきぬとしかり
きぬのあわひきまきておりて其下の腹巻をは
着ろくをきむ草すりのすそみえ多るはらの
太刀をぬきてとんでかゝる帳を云々
八 又云 宮御軍條 か様太事の手負てふち
をあけてなよは頭へさゝしておちるをかつきの
太郎判官坐とつらふ七百余騎にて逃掛て 中略

せし縁見をみてよく〳〵おもひけれは
かゝる内かふと地をさせてすこしひるむや
うなしたるところをたゝつふりとさしられ
其うへたゝ大力なりけるかをしなをへて組て
おちぬ是にてをさへまうしけれとも志けく〳〵
ひをかつきけるをたゝつね郎党おちあひ
てよろひの草すりをまくりあけく二刀
さし通しけれは内かふともいとゝよはくなり

たりけるうへかくさされて鏡をはつさ
されける故くひをうき切てけり
八 又云 足利又太郎 宇治川渡条 平家の兵衆かしとて
てしかは三万余騎の大勢一度に河わたり
ち入させけれは大勢にせられてくちなされや
らすしけくもみてそ見えける木の梢を
まもる雑人なしとはなけきのさまはりもぬへ
させてつたつく

廿九 源平盛衰記云〈平家七條〉判官ノ船ト能登守ノ
船トスリ合テ通リケリ能登寺可㆑然トテ
判官ノ船ニ乗リ移リ甲ヲハ脱捨テ大童
ニナリ鎧ノ袖草摺チキリステ輕々ト身
ヲシタヽメテイツレ九郎ナラムト馳廻
ル
三ウ 又云〈大沼遇三浦條〉三浦別當ハ詮ナキ殿原ノ計
様ヤ我等ハ此兩三日アナタコナタ馳ツル
程ニ馬モ弱リ主モ疲タリ人ノ強キ馬取
ントテ我弱馬取レテ其詮ナシ馬ノ足音
ハ波ニ紛テヲモ聞エシ轡ヲ鳴スナトテ
ミツミキ結鎧腹巻ノ草摺巻上ナントシ
テ打ケルニ云々
四五ウ 吾妻鏡云建保元年五月三日癸卯義盛重
擬㆑襲㆓御所㆒云々凡自㆓昨日㆒至㆓此晝㆒攻戦不㆑已
軍士等各盡㆓兵略㆒云々御方兵由利中八郎

維久於二若宮大路一射二三浦之輩一其箭註二姓名一
古郡左衛門尉保忠郎從兩三輩中二此箭一保
忠大瞋兮取二件箭一射返之處立二匠作之鎧草
摺一之間維久令レ與二義盛一奉射二御方大將軍之
由披露云々

六丁ウ
義久記云同シ手ノ者常葉六郎其モ大妻
太郎ニ鎧ノ草。摺リノ餘リヲ射サセ舟ノ
中ニ落タリケルヲ先ノ六人寄合テ打ニ
ケリ

十二丁
又云去程ニ相撲國住人挳尾三郎景高京
方ヨリ宗徒ノ者ト見ル敵ノ呼ヒテ出來
ケルニ神雙ヘテ組テヲツ挳尾未十六歳
ニナル小冠者也敵ハ大ノ男也取テヲツ
フ武藏太郎是ヲ見テアナムサンヤ挳尾
打スナトテ歩スキノアリケル所ナレハ
馬ヲハタト出シテ小笠懸様ニ落下テ敵

カ鎧ノ草ズリノ餘リ白ク見ヘケル所ヲ
支テ射給フ被射テヨハル所ヲ下人寄合
テ手取ヲツカンテ引返ス主従シテ首ヲ
取

竹崎五郎繪詞ニ云敵船にのりうつりてまて
となしく志ハ嫡孫ちかはきし人ハくまもと
かねていけとりな志ハとりけるいねとも
れしく莫あへまうしたん事あまてしん
ほハれとるへくハくまてほかねられしつ
くきすまのあはれなきうくらハへとや
ふたりあさぬらく法ら海法りてハ云々

大平記云長崎次郎高重最後合戦條
嫡孫次郎高重武恩ヲ報センタメ討死ス
ルゾ高名センハント思ハン者ハヨレヤ組ン
ト云儘ニ鎧ノ袖引チギリ草摺アマタ切
落シ太刀ヲモ鞘ニ納ツヽ左右ノ大手ヲ

播摩ハ此ニ馳合彼ニ馳替大童ニ成テ驅
散シケル
十五七オ 又云建武二年正月十六日合戦條将軍今ハ遁ル所ナシ
ト思食ケルニヤ梅津桂河邊ニテハ鎧ノ
草摺畳ミ揚テ腰刀ヲ抜ントシ給フ事三
箇度ニ及ケリ
首巻十四ヲ 又云頼員回忠條抑討手ノ大将ハ誰ト申人ノ
向レテ候ヤラン近付テ箭一請テ御覧候
ヘト云儘ニ十二束三伏忘ルヽ計引シホ
リテ切テ放ツ真先ニ進タル狩野下野前
司カ若黨ニ衣摺助房カ冑ノマツカウ鉢
付ノ板マテ矢先白射通メ馬ヨリ倒ニ射
落ス是ヲ始トメ鎧ノ袖草摺冑鉢モ不言
指詰テ思様ニ射ケルニ面ニ立タル兵二
十四人矢ノ下ニ射テ落ス
三十三 又云菊池合戦菊池カ著タル鎧ハ此合戦ノ

為ニ三人張ノ精兵ニ草摺ヲ一枚宛射サセテ通ラヌサ子ヲ一枚マセニ揃テ威タレハ何ナル强弓カ射ケレ共裏カク矢一モ無リケリ

忍ふし折云且川ちゝい志ありのていをわと尽きるところハいろ志ろく尋常瑞りちきにハとんきんを蒸て仏中略蒸ある娘岩ハけちもえきおとしちりよの法毎兆ちりまきもハ

くさずりを八まいさくるハ古のくさずりハ十二まい十二枚の草ずりに志るしかミこら祢をまねく薬師の十二志ん銭いりしとあるなり

五ノ十八ウ

奥羽永慶軍記云 柏山合戦條 山形勢ノ中ヨリ天野半十郎忠之ト名乗テフミ留ツタル敵トヲシ双テ引組ケルカ敵ノカラヤ増リケン忠之ヲ取テ押ヘサシ通シ立上ル處ヲ忠之カ兄小平太忠國馬ヨリ飛ンテ

下リ艸摺ヲツカミ上ケ二刀サシ通シ終
ニ首ヲソ取ニケル

下箒 又下散

巻四
武蔵叢話云小田原陣の砌蒲生氏郷ハ討死
と極めて出陣也氏郷の攻るハ井細田口ニ
岩槻の城主太田十郎氏房持口也五月三日
北条氏房夜討致候き旨下知せらるニ五
十騎を弐手ニして一手ハ先手とし一手ハ

我旗本を堅免扱先手を門口より出し 中略
其時氏郷自身夜廻りニ出行掛りし所ニ故
銀の鯰尾ニ甲ニて跳引提逃るを追て進
手ニ氏郷も胴板膝の下箒四ヶ所疵有
鯰尾の甲ニ矢武筋折ニ付十文字ニ柄ニも
而不切込有りし猶持る事ハ天下ニ比
類すくなれとも今夜の働ことニ雷〻敷尺
元無り

弓手草摺

保元物語云 白河殿を義朝夜うちによせらるゝ條 白あしげなる
るに金ぶくりんの鞍をいて乗たりけるが、
常におほくちんぜいの八郎是に有となのりかゝ
るをもとより引まうけたる矢なれハつるおと
たかく切てはなつ津波のしのゝ手の草摺
をぬいざまにそい切たる一乃矢をいそんして
二の矢を法うに爲朝が河てひかへとい

る山田の小太郎が冑の前よりまむひの草
摺をさしてけるに矢さ尻三寸あまり抜
いとをしたるに

又云 白河殿をせめおとさるゝ條 かゝる所に二の十郎ハ志けめゐひ
此鞍つゝけれはふしぶかハ矢尻とまる口ひきてこえけるに
る馬の鞍をいくつのつるがり矢の孫八皆
いつかして太刀をぬいてまへつのりにあまく
むさしの国の住人かゝる二の十郎いかでか十九

もいくさハかふそましき事なる佛法しのは
内に我と思ハん兵ハ出あへやとそなのりける
八郎のめのとあるハふくいかりの者なりけり我矢
ころにまつてひかへたりし一矢はいおとさん
と思へともあまりに申しけれハ誰か有あれ
ゆりさけて来れ一めこんと有しかハもくらん
ちのひたれに紫かものおとし着たりける
馬にのりたりまの四郎と云のりくをしな

らへそえんておつたりまハ兄弟ともに勝ける大
力なるをいえとてへにあつくおさへくひ
をかんとせる所に高間三郎おちあひき
あつく弟をうしなハしと走て甲を引あ
ふのけくびをかんとしけるを下なるか紀
のた右の手をひさふかく志かへ兇上なる
てきのせんでんのまもり引あけゝくるひて
佐ともさふしもと御通しと三刀さしてひる

むかふに下りて抱のえひを言太刀のさ紀
にかけし上てさのこゝろかに神と学人のふつかし
乃ほさうし乃ほ前みて高岡四郎兄才
を八以へしてさ君ゆりとそよりて里名家
十 長門本平家物語云 石橋合戦条 佐殿のかへつしと
やかほされたん兵一人返合て矢一つ射て
れ多進杉き比五郎り弓手のくさずりぬい
さあに井つきぬし二の矢にハ弓ちから里

是んに井立次の矢にハ杉きのり子息彦太郎
ゐるのむかふりいほくしふこちふかり
源平盛衰記云 公藤介自害條 佐殿ヤスカラス思
ヒケレハ只一人留テ一ノ矢番テ射給ヘ
ハ荻野カ弓手ノ草摺リ縫様ニ射コマレ
タリ二ノ矢ニ鞍ノ前ツワヲ馬ノ背懸テ
射渡シ給ヘリ

妻手草摺

保元物語云 白河殿攻落条 秩父行成馳合て能引
てはなつ矢に与次郎か妻手の草摺のはつれ
を射させて引退けハ云々
判官物語云 義経自害条 十郎ごんのかみかねふさと
ハこゝろよしおもひいのちをすてかまへいまハきれしよ
ろうとうあるいハきやうなるものとかねみせんと
ふとくみしけれさうさ（な）のたらうかめてよろう
ひのたかまさんまひのけてひきちあへるもの
ゝ津きむすのありけるかまひのけてきりつけ多
里

太刀掛草摺

太平記云 卅一ノ十ウ 武蔵野合戦条 義治ハ太刀カケ草摺ノ
横縫皆撞切レテ威毛計續タルニ鍬形両
方切折レ星モ少々削ラレタリ

太刀掛

太平記云 十二巻 公家一統政道条 大塔宮ハ赤地ノ錦ノ鎧直

垂ニ火威ノ鎧ノ裾金物ニ牡丹ノカケニ獅子ノ戯テ前後左右ニ追合タルヲ草摺長ニメサレ兵庫鏁ノ九鞘ノ太刀ニ虎ノ皮ノ尻鞘カケタルヲ太刀懸ノ半ニ結テサケ云々

安藝国嚴島社蔵小松内府太刀掛板圖

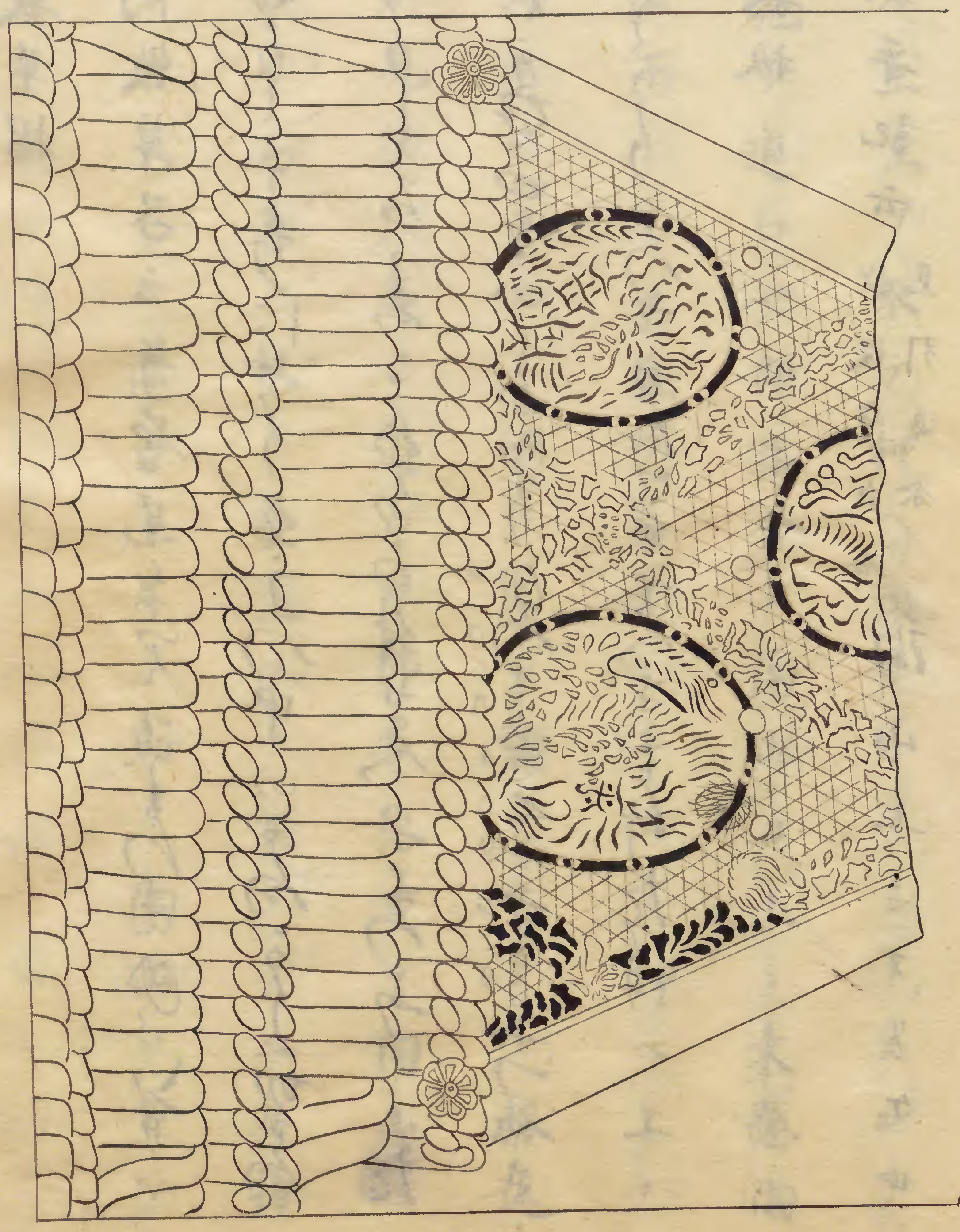

引敷草摺

高舘草子云弁慶是を見てはしりてひらいて
おのゝこうちにてうとうる甲のはちより切る
ちうしろハしころあくる付まへハまへまわりよた
れて四まいりふとうひつしきをすり二つふさ
つときりまわてめんてめてへさきけたり

引敷板

太平記云越後守自石見引返条

陶山上ニナリケレハ土屋ヲ取テ押ヘ頸ヲカヽントスルヲ見テ道口七郎落合テ陶山カ上ニ乗懸陶山下ナル土屋ヲハ左ノ手ニテ押ヘ上ナル道口ヲカイ摑テ子チ頸ニセント振返テ見ケル處ヲ道口カ郎等落重テ陶山カヒツシキノ板ヲ疊上アケサマニ三刀指タリケレハ道口土屋ハ助テ陶山ハ命ヲ留タリ

藤葉栄衰記云竹貫衆水野勘ヶ由ヲ初ト
シテ強弓ノ矢継早ニテ鎧ノ草摺ヨリ引。
敷ノ板裏ヲカケス射徹シ射ル程ノ矢一
人モ射殺サヽルハ無リケリ

一草摺
長門本平家物語云頼朝追討条大ちの三郎成
志てくいそときこえしかりしとおもひて平家のむ
ねひ中北ありけるか足柄をこえてあいさハの志ゆ
くに流きりきりさきハ甲斐源氏二万
よきみて駿河國へこえてきりしろにハ
多清信北勝らんかのこしくして せめきこゑと
きこえきれハ中にとちこあら達てくるかし
とてよろいの下北くさまりをきりおとして
二のほ権現に参りて相模へひきくへしてたく
北山へ出井志も星たり

一板

二板

三板

保元物語云 白河殿をせめおとさるゝ条 其時義朝ところにかひ
くりすゝむちんちかハ少々ふミもミすゝけに
手本をあまたあれとのけ人ハ為朝兄ミえてやさせ
給ふて人存家ものかくハ侍りけへとも法
ことに御申されしをかりてハ二の矢を侍らん
ゆゝつかりの甲ハ左をされもひきまはしの板か

せんもんつらぬきてむかふさまのまん中の箭
まとありハ一乃板より二の板まで矢つかをたてゝ
に義く侍らんとてまくれに矢面に立ふさかりける
所にかうつけの國の住人ふかすの七郎清国ほと
かけよせけれハ為朝弓をゆん手にあひつけ
てはなつといふ清国か甲の三の板よりすちかひに
左の小耳乃根への中をかけいてまれけれハ志ハ
しもたまらす死けり

吾妻鏡云文治五年八月十一日今日一品逗留船迫宿給（中略）於大高宮前田中義盛與國衡互相逢于弓手義盛之所射箭中于國衡訖其箭孔者甲射向之袖二三枚之程定在之歟甲毛者紅也馬黒毛也云々因茲被召出件甲之處先紅威也召寄御前覽之射向袖三枚取寄後方射融之跡掲焉也殆如通鑿

太平記云（武蔵野合戦條）義興ハ冑ノ錣袖ノ三ノ板切落サレテ小手ノ余リ腰當ノハツレニ薄手三所負レタリ

高館草子云たゞのぶの四郎にはらまきをあてひこのへるまろひのそでの三のいたさめそまいちてをそゝのいたさきもゑきねをきりとゝおしあひありけてうしをうきこ云々

菱縫板

卅二ノ廿七ウ

源平盛衰記云 屋嶋合戦條 沖ヨリ荘タル船一
艘渚ニ向テ漕寄二月廿日ノ事ナルニ柳
ノ五重ニ紅ノ袴著テ袖笠カツケル女房
アリ皆紅ノ扇ニ日出タルヲ杭ニ挟テ船
ノ舳頭ニ立テ是ヲ射ヨトテ源氏ノ方ヲ
ソ招タル 中略 與一誠ニト思ヒ胄ヲハ脱ト
ニ持セ揉烏帽子引立テ薄紅梅ノ鉢巻シ
テ手綱掻繆扇ノ方ヘソ打向ケル云々ソ

コレモ遠淺也鞍爪鐙ノ菱。縫。板ノ浸、、
テ打入タレ共沛艾ノ馬ナレハ海ノ中ニ
テハヤリケリ

太平記云 唐崎濱合戦條 岡本房ノ播磨堅者快實
遥ニ是ヲ見テ前ニツキ雙タル持楯一帖
岸破ト踏倒シ二尺八寸ノ小長刀水車ニ
回シテ躍リ懸ル海東是ヲ弓手ニウケ胄
ノ鉢ヲ真二ニ打破ント隻手打ニ打ケル

ヵ打外シテ袖ノ冠板ヨリ菱縫ノ板マテ
弖筋カイニ懸ス切テ落ス

菱縫

梅松論云爰東より佐竹の一族皆出立て見え
しけるとも家をとられしと進める中に白葦毛上
野分師資練貫の小袖の上に赤糸縅の菱
の縫目より切懸たる小四人余る太刀二振
帯て白木の弓の大きなる小指矢二三十服
さしたる負て冑の緒しめたる馬の先に立
ありし事の躰人々は驚りて見えし

九 大平記云 六波羅攻條 武部七郎妻鹿カ鎧ノ上
帯ヲ踏テ肩ニ乗揚リ一刎々ヲ(テ)向ノ岸ニ
ツ着ケル妻鹿カラヽヽト笑テ御邊ハ我
ヲ橋ニシテ渡タルヤイテ其屏引破テ捨ン
ト云儘ニ岸ヨリ上ヘツトヽ刎揚リ屏柱ノ
四五寸餘テ見ヘタルニ手ヲ懸エイヤヽヽ

ミト引ニ一二丈ホリ挙テ山ノ如クナル
揚土壁ト共ニ崩テ堀ハ平地ニナリケリ
是ヲ見テ築垣ノ上ニ三百余箇所搔雙ヘ
タル櫓ヨリ指攻引攻射ケル矢雨ノ降ヨ
リモ猶滋シ長宗カ鎧ノ菱縫甲ノ吹返ニ
立タル矢少々折懸テ高櫓ノ下ヘツト走
入リ両金剛ノ前ニ太刀ヲ倒ニツキ嵓咀
シテ立タルハ何レヲ二王何レヲ孫三郎

トモ分兼タリ
巻廿一廿三オ
又云 八幡合戦條 返スニ難キ事カトテ左兵衛
督取テ返シテハツト追散シ返シ合テハ
切テ落シ淀ノ橋爪ヨリ御山マテ十七度
追コソ返サレケルサレ共馬ヲモ切レス
我身モ痛手ヲ負サレハ袖ノ菱縫吹返シ
ニ立処ノ矢少々折懸テノ御山ノ陣ヘソ帰ラ
レケル

文正記云甲斐摠領千菊丸其齢十有二臺
濃紅鉢巻袖緒総角燃立計也唐紅菱縫金
銀金物鏤家紋幹真而堅物縦雖ニ強弩、長握
鎮西八郎為朝雖レ得ニ透事一家傳幼童之時代
々初着普代卯花縅鎧綿上抓抛掛肩上帯
縮草摺短著下云々

横縫

曾我物語云 あさひゐおとし ちりちりへの糸 あさひゐあやまる

すきのりきんにとりなして きやくきんましまます
そやこなさへ入せ給へとて くさまり二三きん
むとゐひききれた まこしもたまらぬ 中略 大
ちからにおされて よこぬひくさ摺こらへずし
て一とふきれて あまし あいうしろへとり
とたふれ々里云し

第卅一十ウ
太平記云武藏野合戰條 義治ハ太刀カケ草摺ノ
横縫皆突切レテ威毛計續タルニ鍬形両

方被二切折一星モ少々削ラレタリ太刀ハ鐔
本打折ヌ

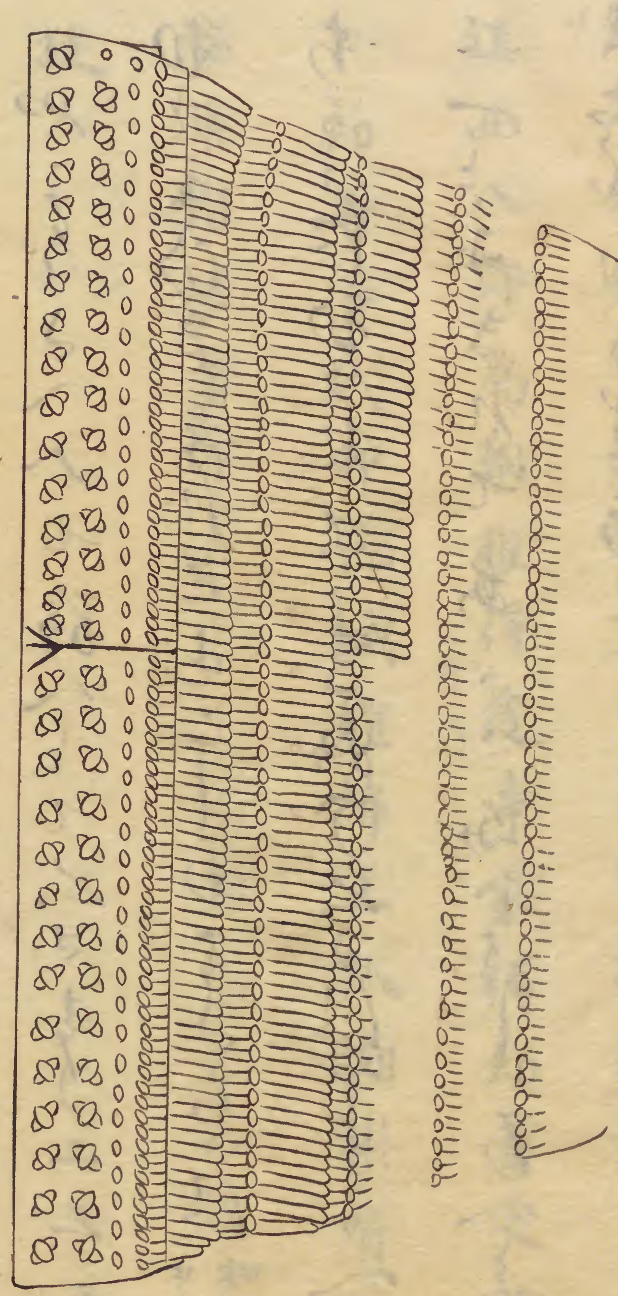

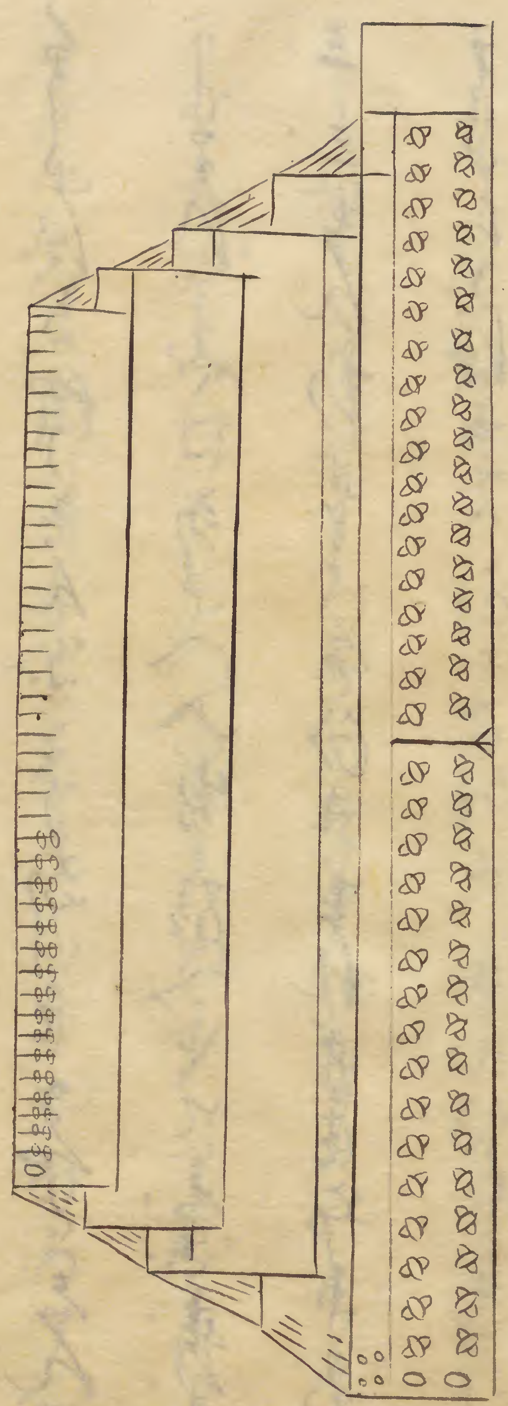

草摺一間

曽我物語云（あさひな三郎とちうくんの条）あさひなあや
まりたりきやうきんにさうらうてさふらふきんま
しまるをやこなたへ入参らせへとてくさずり
二三げんむずとてひきちぎれせさこしも
きらうたり云々

裾金物

京師本保元物語云（義朝白河殿夜討条）すそ金物に

て八郎がやさきを一防き防かんとおもひ
きつとらうにかゝるをさしはさしとてまゝ
ミれり候物是八將がちかきのひさまに
さりける上ちよろひのてうちまけせぞ
うぶもかけくらつる志ろふくまんゆけ
うるか志まわしのふと通る井ひかみまで
ふくらにかけて云々

平治物語云（内裏勢揃条）あく源中んさへのふより

きやうハしやうねん廿七あかちのにしきのひたゝ
れにむらさきすそこのよろひにきくのすゑを
をちかにうちへしたるすそかな物をそうちて
ける（中略）ゑちこの中将なりちかハしやうねん廿四
こんちにしきのひたゝれにすそきおと
しのよろひにあをしのまき総乃すそかな物をそ
うちたる

一ノ廿三オ
又云 源氏勢そろへの条 悪右衛門のかみ信頼ハあかち乃
にしきのひたゝれにむらさきすそこのよろひにき
くのすそかな物うつしたるに金作の太刀をも
き白星の甲にくわかたうつたるをゐかひにき
しんてんのくのうへにしりをかけてそねかひ
けり

一廿三ウ
又云 同条 ゑちこの中将なりちかハこん地のに
地のひたゝれにもゑきにほひのよろひをし
のすそかな物打へるにあかゝふくまんのた

刀をしきたつうらのうへとをそきける

二ノ二オ
又云侍賢門軍條 左衛のすけしけもりは生年廿三

今日のいくさに大将なりけれはあか地のにしき

のひたゝれにはしのにほひのよろひにて

のてふのすそかなものうつたるにかつしのしろのふと

のをとしあみ小からすといふ太刀をはきまゐらせ

ひ矢おひしけとうの弓持てきかはらけなる

馬に柳桜すりしたるくらをかせてのりぬ

けり

十
長門本平家物語云太松合戦條 大たこのいひたるは

さきさきはあしけなる馬にのりたりけるかうしろの

よろひにはたさしものさしてきつきなこの

けなりつるをこれをさしにてかまへてく

めとそ申ける

十五
源平盛衰記云兵衛佐殿隠ニ卧木ノ條 兵衛佐ハ軍兵チ

リヽニ成テ卧木ノ天河(ウツホ)ニ隠入ニケリ

其日ノ装束ニハ赤地ノ錦ノ直垂ニ赤威ノ鎧キテ臥木ノ端近ク居給ヘリスソ金物ニハ銀ノ蝶ノ円ヲキヒシク打タリケレハコトニカヽヤキテソ見ヘケル

五 又云 小坪合戦條 郎等多ク討レテ歒ニ組ムトマ子カレテ安カラス思ヒケレハ畠山ハ重忠組ムトテ打出ケリ組（紺）地ノ錦ノ直垂ニ火威ノ冑ニ蝶ノスソ金物ヲソ打タリ

又云與市其日ノ装束ニハ青地錦直垂ニ赤威肩白冑ノスソ金物打タル着テマツ黒ノ箭肩ヒ長福輪ノ鈒ヲ帯ケリ折烏帽子ノ引立テ弓ヲ平メヒサマツキテ将軍ノ前ニ平伏セリ

八 判官物語云 衣川合戦條 弁慶か其の日のしやうそくにはくろいとおとしのよろひにすそかな物ひしとうつたるにきなるてうを三つうちたり

たる大なきなたこのまん中にきりうちいそのうへに
しるありける

義久記云京方ヨリ赤地ノ錦ノ直垂萠黄ニホヒノ鎧スソ金物打タルニ白星ノ甲キリフノ矢負テ紅ノ母衣懸白葦毛ナル馬ニ乗タル上﨟君トノ人ト見ル所ニ是ハ右衛門佐頼俊也

太平記云（公家一流政道條）大塔宮ハ赤地ノ錦ノ鎧直垂ニ火威ノ鎧ノ裾金物ニ牡丹ノ陰ニ師子ノ戯ヲ前後左右ニ進合タルヲ草摺長ニ被召

関東兵乱記云（小弓義明ト合戦條）義明先カケシテ強勢ノ程ヲ海等ニ知ラセントテマツ先カケテ打テ出ツ其日ノ装束ニハ赤地ノ錦ノヒタヽレニ桐ノスソカナ物ヲ打タルカラアヤヲトレノ鎧キテ云々

南都春日神庫所藏鎧裾金物圖

袖

保元物語云 新院御所門々かため いくさ評定の条 あるひは敵に
かこまれ／＼強陣をやふり あるひは城をせ
めらるゝ敵をふせく時は中にも夜討をする事様
うちにまさる事侍らす されは只今高松殿
におしよせ三方に火をつけ一方にて防へは
いかに火をのかれん者は矢をまぬかるへからす
矢をおそれんものは火をのかるへからす主上の
御かたには心にくきものは義朝にてそ候はん為朝か

こそ候けれさて矢それもまんなかにはしりいと
なしはなんうして清盛なとか座ありし矢任程
の事かはへきよろひの袖にくさりひかちり
しくまてなんと云々
異本保元物語云 白川殿をせめおとし給ふ条 為朝は二十あ
まりの大のおとこ乃志てりかものなり金子
八十九に御座あるかいまた二十四りかものなりさ
れとも志かしハ人をあひたるかいかりしけん
為朝かあひしと下になる所金子か人にのり
居て左右の袖をむすひと結ひへくさりかさね
なひをとらんとする所にあふ為朝の三郎
るかりとんてかけりうしろよりはたとより
金子か甲乃てへんに手をかけ引あとのけ
むとする所に手こはいくさつまる刀なれ
ハしまなる四郎かとゝめをさしけるあへま
うへなる三郎かゆんての草摺をむすひと結

うちて引よせあけさ海にこそさして三刀さ
ひく思ひ在つとつきのけゝり
平治物語云 清盛六波羅に上る条 大武清盛ハ稲荷
の社に参名杉乃枝を折て鎧の袖に差て
六波羅へそ着にける大内にハ主て今敵
や寄せむすむとそ兜の緒を志めてそ待
明しける
平家物語云 一行条 無実の罪に依て遠流の

重科ハ身に蒙れとも世をも人をも神をも仏をも
うらミ奉る事なし謫に是やすしと語ひ来
り給ふ元徒の芳志こそ難忘けれ
とて香染の御衣の袖しぼりもあへさせ
給はねハ大兵も皆鎧の袖をそぬらしける
長門本平家物語云 義経西国下向条 平家先陣を
自由心しけ逃とも後陣ハ明日北軍にて
そ候んすらんとて軍にも殊にさきハ大事

あり今夜よく称く軍さんとて甲をぬき
て枕にし或ハ箙枕とき曽ひ袖をたゝえて
枕としてあり多里なる然ヲ打よせて咄をつ
らりて志りしもひろん出やそてけちらして通
りられハ云く
又云 教経軍の条 あし 軍ふも称さきハ大事なり
今夜よく称て軍さんとて甲をぬきて枕
にし或ハ箙をしとき曽ひ袖をたゝみて枕とし

してありたりける
又云 敦盛討条 熊谷まちまうけゝる事なれと
心付もこそすそてあみうちきたるにしとりとお
はよふありなにありこたるなれ四たるなれとみ
たりけれとも路に熊谷よふある左右のひさ
をもちて曽ひ左右の袖をおすとをさへたれハ
少もちうらかりけり
源平盛衰記云 義経院参條 鎌倉兵衛佐頼朝弟

九郎義經生年廿五今度ノ大將軍ト名乘
ニ合テ冑ノ袖ニ南無宗廟八幡大菩薩ト
書ケリ實ニ軍將ノ笠注ト見タリ
吾妻鏡云治承四年十月廿六日甲戌山内
瀧口三郎經俊可被處斬罪之由内々有其
沙汰被老母（武衛乳母）御聞之爲救愛息之命泣
參上云々武衛無殊御旨可被進所預置鎧之
由被仰實平々々持參之開櫃蓋取出之置
于山内尼前是石橋合戰之日經俊箭所立
于此御鎧袖也云々下立御鎧袖于今被置
之太以掲焉也

十四ウ 太平記云（六波羅攻條）六波羅ノ勢ノ中ヨリ年
ノ程五十計ナル老武者ノ黒絲ノ鎧ニ五
枚甲ノ緒ヲ縮テ白栗毛ノ馬ニ青總懸テ
乘タルカ馬ヲシレツミヽト歩マセテ高聲
ニ名乘ケルハ齋藤伊豫房玄基ト云者

也今日ノ合戦敵御方ノ安否ナレハ命ヲ
何ノ為ニ可レ惜死残ルアラハ我忠戦ヲ
語テ子孫ニ留ムヘシト云捨テ互ニ馬ヲ
懸合セ鎧ノ袖。トヽヲ引違ヘテム
スト組テトウト落ツ
十四ウ 人云（頼員四 忠條）孫六内ヘ入テ六波羅ヨリ打
手ノ向テ候ケル此間ノ御謀叛早顕タリ
ト覺候（中略）抑討手ノ大将ハ誰ト申人ノ向
レテ候ヤラン近付テ箭一請テ御覧候ヘ
ト云儘ニ十三束三伏忘ルヽ計引シホリ
テ切テ放ツ真先ニ進タル狩野下野前司
カ若黨ニ衣摺物房カ冑ノマツカウ鉢付
ノ板マテ矢先白射通メ馬ヨリ倒ニ射落
ス是ヲ始トシテ鎧ノ袖。草摺冑鉢トモ不
レ言指詰テ思様ニ射ケルニ面ニ立タル兵
二十四人矢ノ下ニ射テ落ス

又云（結城入道随ニ地獄ー條）主人ノ山伏ニ向テ是ハ如
何ナル罪人ヲ加様ニ阿責シ候ヤランント
問ケレハ山伏ノ云是コソ奥州ノ住人結
城上野入道ト申者伊勢國ニテ死シテ候
カ阿鼻地獄へ落テ阿責セラルヽニテ候
ヘモシ其方様ノ御縁ニテ御渡候ハヽ跡
ノ妻子共ニ一日経ヲ書供養シテ此苦患
ヲ救ヒ候ヘト仰ラレ候ヘ我ハ彼入道今

度上洛セシ時鎧ノ袖ニ名ヲ書テ候シ六
道能化ノ地藏薩埵ニテ候也ト委ク是ヲ
敎ヘケル

庭訓往来云武具事雖ニ見苦ー以紫糸萠黄
糸緂卯花威黒糸鎧赤革黄糸腹巻唐綾小
桜黒革縅大荒目筒丸据縄目紺糸威腹南
星白龍頭四方白甲各一刎目色袖兼手蓋臑
宛半首誕還渡袴

應永記云主ハ郎等ヲ不レ討トシ郎等ハ主
ヲ不レ討トテ馳合ミミ散々ニツ戦ケル見二
是一ヲ尾張守ヲ始トシテ數百余騎弓箭取
身ハ誰モ角コソアラマホシケレトテ皆
鎧ノ袖。ヲソ濕シケル
矢洛草紙云大將とおほしき人のはゝいて
かさせかふちさにハ何をうめされけんあかち
の錦のひたゝれひおとしのよろひ同しけの
そで五枚にふとふ金のこうかてあつかはら
すへ身るをおとひにめされ云々
東遷基業云当將綱比京駿河守ハ門を圍て
堅く守り給故身方無残引揚て牧野城に
帰本里二連も絶に一色左京讒を被りて康
親か家に隱連りるか此時其の陣に在ける
岩田竹右衛門元義次か三浦無部か首を左京に
授て其首を轍して罪を贖せ本剰後に神

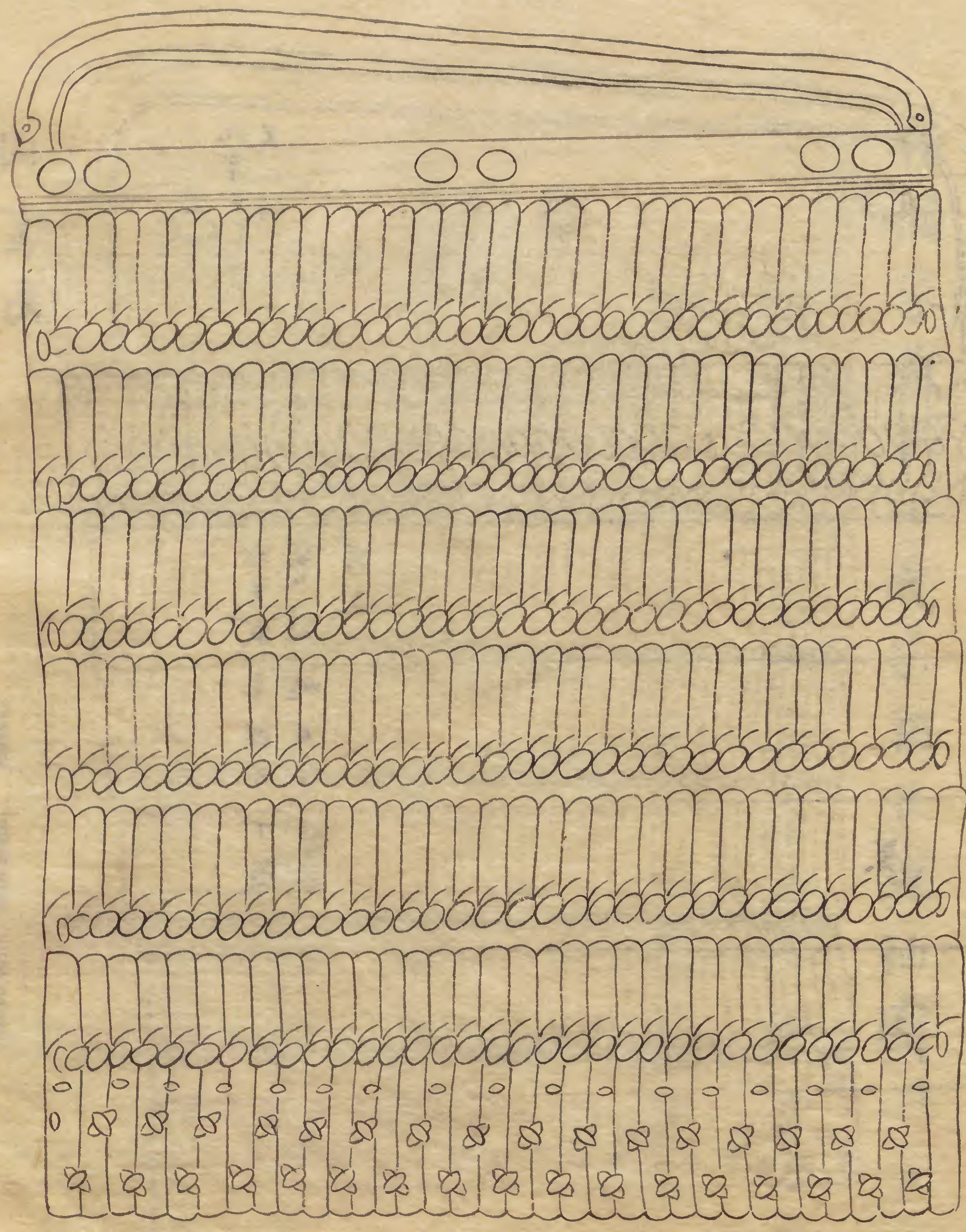

君か寳を聞召しく元次ゟ首をとる功を人に譲りし事を嘉しめされて鎧袖を賜ひ賞したまふ

安藝國嚴島神社藏義家朝臣鎧袖。圖

同裏圖

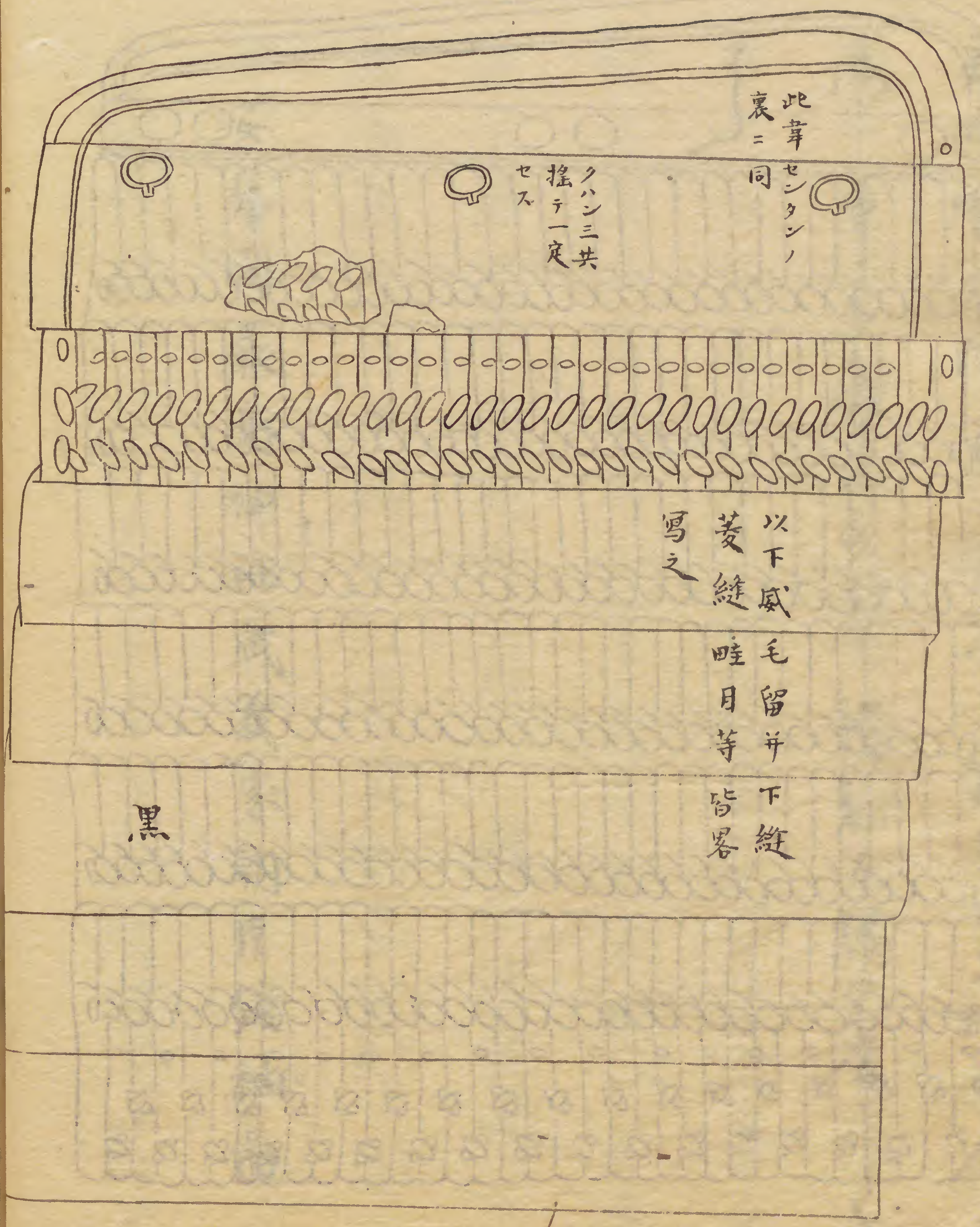

横瀬家藏新田義宗朝臣鎧袖圖。

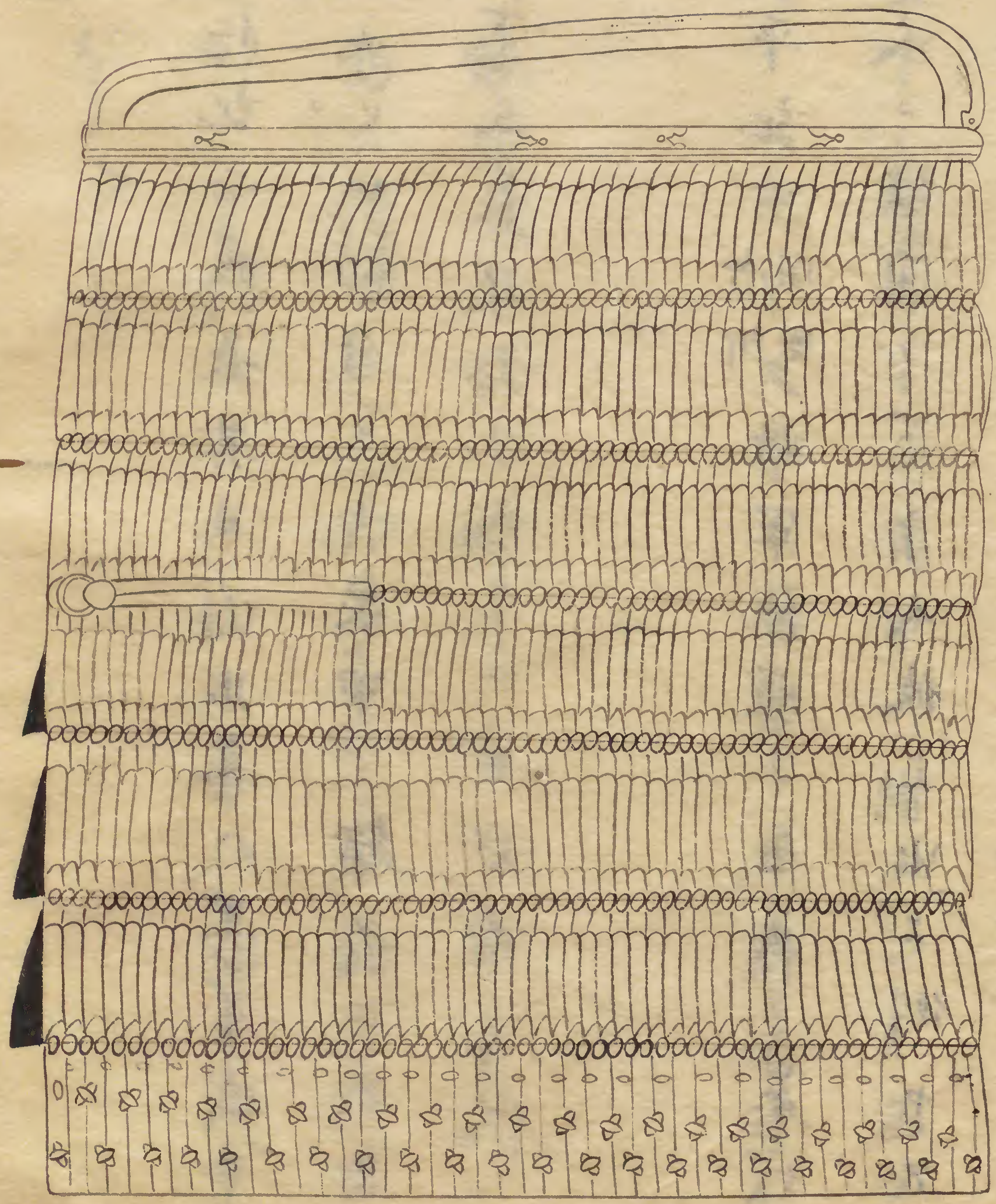

廣袖

應仁記云政長其日ノ出立ハ黒革威ノ腹巻ニヒロ袖付テ小泉甲ノ緒ヲシメ馬ヨリ下立長刀ヲツエニツキ云々

小袖

太平記云御所圍條将軍弥腹ヲ居兼テ累代ノ家人ニ被レ圍テ下手人被ニ乞出一ス例ヤアルヨシヽヽ天下ノ嘲ニ身ヲ替テ討死セントテ御小袖ト云鎧取テ被レ召ケレハ堂上堂下ニ集リタル兵甲ノ緒ヲシメ色メキ渡テアハヤ天下ノ安否ヨト肝ヲ冷シケル

按本文小袖と唱しハ室町家重代の名物の鎧と見えたりされと小袖と称するかつハきはめて長袖の常の袖より少きあるへし

壷袖

大内義隆記云判官座敷ヲツント立黒革威ノ腹巻ニツホ袖ヲユヒツケ黒頭ニ御幣タテタル甲ヲ着云々

射向袖

保元物語云ちゝ家は帝とう手鎮ちから勝りて思へども力なく声いふも及ばず生まれながり西国にして事もなき事なきいまれにや

む孫との者共十六人こそ兵ときこえしか弟の袖に立たる矢を抜て伊郎党にあまさ手綱ふせ承ありあをにつて鎌内仕このよしを為朝もんしく又うち返しへそむこのまれ家原

保元物語云義朝白河殿夜討條爲朝是ヲ事トモセスアハヌ歟ト思ヘトモ汝カ詞ノ艶（ヤサシ）キニ矢一ツ賜ハランン（中略）伊藤六カ射向ノ袖ニ

裏返テツ立タリケル

平治物語云〈自熊野帰盛リ返条〉きよもり志ゆきまよ志
やりえによろひをきせ人々のよろひのそでを
こゝろよ人々しにて有るなれのころもおも
けさてみなつけありける云々

平治物語云〈待賢門軍條〉鎌田兵衛十三束取テ
番ヒ能引テヒヤウト射ル重盛ノ射向袖
ニハタト中リテ飛返ル

平家物語云〈河原合戦条〉、、、不知其大膳大夫
成忠御不知東乃築、、、にのかりあしの
つてわかくしてきりと云ハ武士の六騎乃也
甲にたゝひるかへつて春風ニ射向の袖吹靡くさ
せ白旗脇とさし舉黒煙立て馳来る

又云〈橋川軍条〉霞めきむよふ秋風ハいむけの袖を
ひるかへし

長門本平家物語云〈橋合戦条〉明後矢をさしまへ

しそゆけるハ〈中略〉こゝにむ長刀をもちなをして左のわき
にかいこみいむけの袖を引あはせて甲
のしころをかたふけて橋のけたをそれし走
わたる敵三百きの中へ向て入ける
又云〈足利又太郎宇治川渡条〉たゞつなか中にあるハ〈中略〉へいふとの
しころをかたふけよいたうかたふけて天へん
いさすないむけの袖をまつかふにあてよ
源平盛衰記云童ニモタセタル長刀トリ

左ノワキニカキハサミイムケノ袖ヲエ
リアハセシコロヲ、、、、、ハシ桁ノ上
ヲハシリ渡ル
吾妻鏡云文治五年八月十日丁酉卯剋二
品已越阿津賀志山給大軍攻近于木戸口
〈中略〉西木戸太郎國衡者經、、、、欲越大関
山而令馳過彼宮前路、、、義盛追懸之
稱可返合之由國衡令名謁廻駕之間互相

逢于弓手國衡狭十四束箭義盛飛十三束
箭其矢國衡未引弓前射融國衡之甲射向
袖中膊之間國衡者痛疵閉退云々
四オ
又云文治五年八月十一日戊戌今日二品
逗留船迫宿給於此所重忠献國衡頸太蒙
御感仰之處義盛参進御前申云國衡中義
盛箭亡命之間非重忠之功云々其故者於
大高宮前田中義盛與國衡互相逢于弓手

義盛之所射箭中于國衡記其箭孔者甲射
向之袖二三枚之程定在之歟甲毛者紅也
馬黒毛也云々因茲被召出件甲之處先紅
威也召寄御前覧之射向之袖三枚取寄後
方射融之跡掲焉也
太平記云唐崎濱合戦條其勢皆カチ立ニテ而モ
三百人ニハ過サリケリ海東是ヲ見テ敵
ハ小勢也ケル後陣ノ勢ノ重ナラヌヲ前

ニ懸散サテハ許マシツヽケヤ者共ト云
儘ニ三尺四寸ノ太刀ヲ抜テ鎧ノ射向ノ。
袖。ヲサシカサシ敵ノウス巻テ扣ヘタル
真中ヘ懸入敵三人切フセ波打際ニ扣ヘ
テ續ク御方ヲソ待タリケル
又云四條縄手合戦條居野七郎是ヲ見テ敵ニ氣
ヲ付レト秋山カ臥タル上ヲツヽト飛越テ
爰ヲアソハセト射向ノ袖ヲ敵テ小跳進

タリ
明德記云敵馬ヨ、、、、、ハ取テ押ヘ
テ差コロセ若又敵、下、、切テカヽラ
ハ兵共サシウツフキテ弓。向ノ。袖。ヲユリ
カケテ敵ニキラセテクヽリ入組テ勝負
ヲ決スヘシ

冠板
太平記云唐崎濱合戦條岡本坊ノ播磨竪者快實

遥ニ是ヲ見テ前ニツキ雙タル持楯一帖
岸破ト踏倒シ二尺八寸ノ小長刀水車ニ
回メ躍リ懸ル海東是ヲ弓手ニウケ冑ノ
鉢ヲ真二ニ打破ント隻手打ニ打ケルカ
打外シテ袖ノ冠板ヨリ菱縫ノ板マテ片
筋カイニ懸テ射テ落ス

鴨鷺物語云今日北大、、、、真玄こそ
小あ利山城落いい涛く小を小兵なまさとも
矢ひとつ進せん古きをなりを損せす進ましと
て十二束をはさみてねらひをあてて古河川原に
走りめぐる山城守が陣が跡へ一箭射ちしてぞうしろ
にまはりたる鴨助が冠の板にのたまはかりぬけり
切ノ里けり

奉公覚悟記云 具足進上の事如く馬律の守
にすへ甲をハまつこのみにかうを付て前へしてりく
也危いおけの方ちとわてにまちの人てかく也

左のこつかきつるへあやまりて一の谷川のなかに
をとしたりしにいむ爺の方をはめなかくへし但是
も少すちかへていむ爺のこのむりのいその居んを
御前へなしてをくへき也

南都春日神庫所蔵鎧ノ尉板図

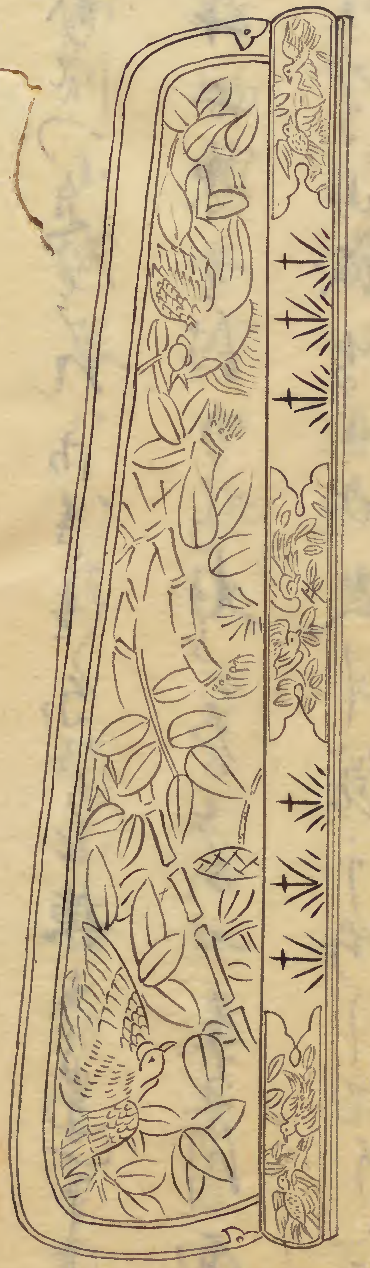

同裏図

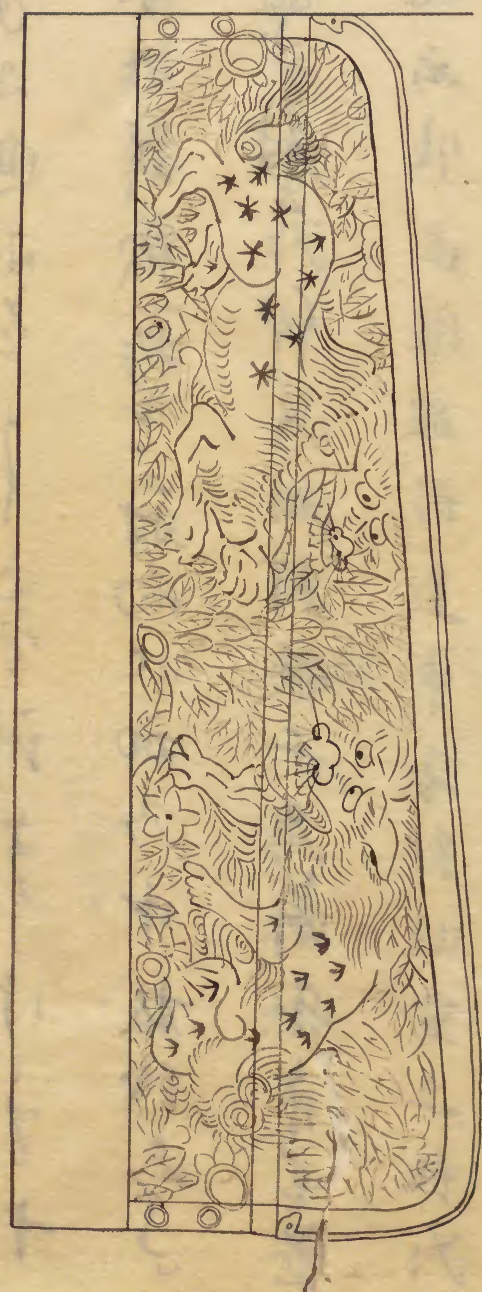

中板

泰衡伝代物語ニ義盛返ニ付て返しあたを

よしことをまたこのけたられハ國衡と名付
てるの裏をこえし十四束乃箭を佐りこて
弓手に進所をよし申里引まりける十
三束の箭を持て射向の袖乃中板を志て
たゝふ射てひきのけて二の箭をとるとこ
證に云し

袖
緒

文正記云甲斐摠領千菊丸其齢十有二蔓

濃紅鉢巻袖。緒。総角燃立計也唐紅菱縫金
銀金物鏤家紋軒真而堅物縦雖強弩長握
鎮西八郎為朝難得透事家傳幼童之時代
々初着普代卯花緘鎧錦上抓拋掛肩上帯
縮草摺短着下云々

武家名目抄稿第十冊

明治十五年八月六日旧稿校正　小野由久

同年同月十七日再校并書　日下部利博

同年同月廿日校合　小野由久

明治十六年九月校合　鈴木行一

国立公文書館
National Archives of Japan

圖書局文庫

国立公文書館
National Archives of Japan

国立公文書館
National Archives of Japan